

【新設】（還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付）

17-2-4 法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用に当たり、還付所得事業年度が2以上ある場合、欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることに留意する。

【解説】

- 1 平成29年度税制改正により、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化することとされ、法人税法においては、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度や災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度が導入された（法72④、78①、80①⑤）
- 2 本通達では、法人が災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度を適用する場合の取扱いを明らかにしている。この取扱いは、平成23年4月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。
- 3 この還付制度は、災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告である場合には、前2年）以内に開始したいずれの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について還付を請求できる制度となっていることから、還付所得事業年度が2以上ある場合に、災害損失欠損金額をいずれの事業年度の法人税額に対応させるべきかどうか疑義が生じる。
この点、法人税法第80条《欠損金の繰越しによる還付》において、特段の定めがないから、いずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることを留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-2-4）を定めている。